



○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。  
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～5（略）

6 この法律において「排水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

7～9（略）

（排水基準）

第三条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2～5（略）

（経過措置）

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百四十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

○排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）（抄）

（排水基準）

第一条 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百二十八号。以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、同条第二項の有害物質

(以下「有害物質」という。)による排出水の汚染状態については、別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第二の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

○排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成二十四年環境省令第十五号) (抄)

#### 附 則

##### (経過措置)

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。))第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条並びに附則別表備考第一項において同じ。)から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準については、この省令の施行の日から六年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。))第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2  
3 (略)